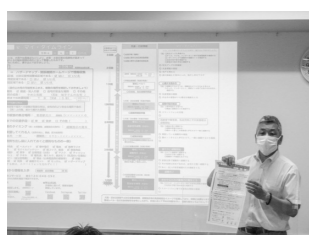


災害に備えて！

避難所開設防災訓練・リーダー養成講座を開催

避難所開設防災訓練



7月2日に桜沢・用土地区の自主防災組織を対象に、防災アドバイザーの田中章氏による「新型コロナウイルス感染症対策をふまえた避難所開設防災訓練」を開催しました。避難所における感染防止対策や感染が疑われる避難者の対応方法、災害の実例から見た自助・共助の重要性について学んだほか、風水害に備えた自分自身の行動計画であるマイ・タイムラインの作成を行いました。参加者は「マイ・タイムラインを活用して防災対策に役立てたい」と話してくれました。

リーダー養成講座

7月23日に町内自主防災組織を対象に、埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員の菊田高雄氏による「リーダー養成講座」を開催しました。風水害を引き起こす気象の仕組みや、自主防災組織の意義や平時の備えに関する講演を通して、防災リーダーの役割について学びました。参加者は「防災の備えについて分かっているがなかなか取り組めていなかったので、防災意識を高める活動をしていきたい」と話してくれました。

自治防災課 ☎ 581・2121内線372)



第61回寄居北條まつり開催！

天正18年(1590)、豊臣秀吉の小田原征伐の際、鉢形城に陣取った郷土の武将北条氏邦は、前田利家・上杉景勝率いる5万人の豊臣勢を相手に、わずか3,500人の兵力で1カ月余り攻防戦を続けました。このときの戦いを再現したものが「寄居北條まつり」です。

当日は武者隊が雀宮公園を出陣し、公園内から玉淀親水遊歩道をパレードした後、北条・豊臣の両軍に分かれて玉淀河原で攻防戦を繰り広げます。迫力の戦国絵巻をお楽しみください。

また、町内のグルメが楽しめる「北條食の陣」も開催されますので、併せてお楽しみください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して開催します。

▶ 期日 / 10月9日(日)

▶ 場所 / 雀宮公園、玉淀河原、太子様駐車場等

☎ 寄居北條まつり実行委員会事務局

商工観光課 ☎ 581・2121内線451・452)

寄居町観光協会 ☎ 581・3012)



寄居北條まつりスケジュール	
13:00~	武者隊パレード(雀宮公園~玉淀親水遊歩道~玉淀河原)
13:40~	セレモニー(玉淀河原)
14:00~	伝令、三献の儀、出陣太鼓、攻防戦(玉淀河原)
11:00~ 15:30	北條食の陣(太子様駐車場) ※参加は町内の飲食店のみ

※小雨決行です。進行の都合等で、スケジュールは変更になる場合があります。

令和5・6年度 建設工事請負等・物品等

競争入札参加資格審査申請を受け付けます！(新規・更新)

町では、令和5・6年度競争入札参加資格審査(建設工事請負等・物品等)申請受付を行います。令和5・6年度に町が行う建設工事請負等および物品等の競争入札に参加を希望する事業者の方は、対象業務の資格審査申請をしてください。

なお、受付は埼玉県電子入札共同システムにより実施します。

建設工事請負等

▶ 対象業務

①建設工事 ②設計・調査・測量 ③土木施設維持管理

▶ 新規申請

(現在、電子入札共同システムに登録のない事業所)

○受付期間 9月1日(木)~9月22日(木)

▶ 更新申請

(現在、電子入札共同システムに登録している事業所)

○受付期間

建設工事のみの場合

10月5日(水)~11月25日(金)

建設工事のみ以外の場合

10月5日(水)~11月11日(金)

物品等

▶ 対象業務

物品の販売、賃貸および買受け、印刷の請負、電子計算に関する業務、催物・映画・広告・その他の業務、建築物管理業務

▶ 受付期間

新規・更新申請 10月6日(木)~11月30日(水)

共通

▶ 申請方法

受付期間内に、電子入札共同システムから電子申請を行い、申請書類を共同受付窓口まで郵送してください(消印有効、持参不可)。

▶ 資格有効期間

令和5年4月1日~令和7年3月31日

▶ その他

有効なIDがない場合は、新規申請となります。詳しくは、町公式ホームページ、または埼玉県電子入札総合案内(県ホームページ)をご覧ください。

☎ 財務課 ☎ 581・2121内線322・324)

消費生活 コラム

今月は「電話勧誘販売・送り付け商法」

消費生活トラブルは身の回りに潜んでいます。被害を防止するために、悪質業者の手口や被害事例等を紹介いたします。「もしかして…」、「困ったな」と思ったら、一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

※相談日や時間等の詳細は本誌22頁をご覧ください。

☎ 商工観光課 ☎ 581・2121内線453)

海産物等の電話勧誘販売や送り付けのトラブルが急増しています！

消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘のほか、強引な勧誘販売の電話を受ける事例があります。また、電話勧誘を受けた際に購入を断っても、後日商品が届いたり、注文をしていないのにいきなり商品が届いたりする送り付け商法の事例もあります。



【トラブル事例】

- 「新型コロナウイルス感染症の影響で商品が売れず困っているため、海産物を買って支援してほしい」との電話があったため、勧められた海鮮の詰め合わせを頼み、届いた商品を代引で支払ったが、金額に見合わない質の悪い商品だった。
- 高齢の親が、電話で海産物を勧められて断ったが、代引配達で商品が届き、代金を支払ってしまった。

アドバイス

- 事業者からの電話勧誘を受けて契約をした場合は『特定商取引法』に定める「電話勧誘販売」に該当します。もし、電話で商品の購入を承諾してしまっても『特定商取引法』に定める、書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフを行うことが可能です。
- 事業者から一方的に送り付けられた商品が代引配達で届き、代金を支払い、受け取ってしまったら、事業者に身に覚えのない商品であることを伝え、返金の依頼をしましょう。
- 送り付けられた商品の返還を求められても、返す必要はありません。

トラブルに巻き込まれないために

- 少しでもおかしいと感じるような勧誘をしてくる事業者から電話があったときは、相手と話し込まずに、きっぱりと断りましょう。
- 商品が一方的に送り付けられたら、送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。